

宇治市立東宇治中学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。この事を踏まえて、本校では、「命を輝かす人間」を教育目標とし、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進し、宇治市教育委員会・家庭その他の関係者と連携の下、いじめを許さない、見逃さないことを目的として組織を作り、取組を推進するものとする。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「宇治市立東宇治中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめとは

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定に人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行う。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 いじめの防止等に係る組織体制

- (1) いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を置く。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等を加える。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談部長、特別支援教育コーディネーター、特活部長、養護教諭を委員とし、場合によって支援員等も加える。
- (3) 週1回の生徒指導部会においての問題事象の交流からいじめ事象と判断された場合、即座にいじめ防止対策委員会を開き協議を行う。なお、緊急に必要性があるときはこの限りではない。
- (4) 「いじめ防止対策委員会」では、次のことを行う。
 - ア 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - イ いじめの相談・通報の窓口
 - ウ 関係機関、専門機関との連携
 - エ いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、その共有活動
 - オ いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携や対応等の方針の決定
 - カ 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあたるかの判別
 - キ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - ク 当該重大事態を踏まえた同種の事態への発生防止のための取組の推進

4 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとの認識のもと、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全教職員が一致して、「いじめは決して許されない人権侵害である」との認識に立ち、いじめの防止に資する活動に取り組むことが何より重要である。いじめを許さない集団づくりのために、道徳科の授業はもとより特別活動も含む学校教育活動全体を通して継続的に取組を行う。

(1) 分かりやすく規律ある授業の推進

- ア 少人数での授業の実施
- イ 言語活動の充実
- ウ ベル着の徹底
- エ 教室環境の整備
- オ 日常的な差別的態度や発言の指導を徹底

(2) 自己有用感をはぐくむ取組の推進

- ア 行事を通じた集団づくりの推進
- イ 様々な体験活動の充実
- ウ 各種行事におけるリーダー育成と生徒対象の研修会の実施
- エ 体育大会時のブロックにおける生徒の縦割り集団活動の実施

(3) 豊かな心をはぐくむ取組の推進

- ア 道徳教育・人権教育の推進
- イ 体験活動・読書活動の推進
- ウ 規範意識、コミュニケーション能力の向上

(4) いじめについて理解を深める取組の推進

- ア 非行防止教室の実施（1年次）
- イ いじめに関する指導（各学年毎に年1回）の実施
- ウ 携帯電話（スマートフォン）のいじめに関する講演（5月・学年道徳）の実施

(5) いじめの防止等について、生徒の主体的な活動の推進

- ア 生徒会の本部・委員会の取組の推進

(6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- ア 校内研修の実施（年1回以上）
- イ 校外の研修会への積極的な参加

5 いじめの早期発見

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員にわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。また、アンケート調査等で自ら助けを求めることが当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員が理解し、生徒からの相談に対しては、必ず教職員が迅速に対応することを徹底する。

(1) 情報の集約と共有

- ア 各教師はいじめを疑わせるか、「いじめ」に繋がる可能性があると思われる事象について、軽微なものも含めその都度、学年主任、学年生徒指導、全校生徒指導、場合によっては管理職にすぐに報告し、記録を取る。

イ 記録については「いじめ防止対策委員会」が中心となって集約し、学校全体で情報共有を図る。

ウ 記録の様式については、学校と市教委で共有できるよう工夫する。

エ 個人記録は、年度毎に整理し、次年度に引き継ぐ。

(2) 学期毎に全生徒を対象とした質問紙調査及び聴き取り調査を実施

質問紙調査・聞き取り調査 : 5月、10月、2月

(3) 相談体制の整備と周知

ア 校内相談窓口を設置し、生徒及び保護者に周知する。

イ 教育相談週間を年3回(3年は2回)設定し、全ての生徒を対象に相談活動を実施する。

6 いじめに対する取組

(1) いじめの発見・通報を受けた場合は、学校として速やかに情報共有し、「いじめに係る指導マニュアル」にしたがって対応する。その際には、被害生徒を守るとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体が共通理解し指導を進めるとともに、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努め、個人で判断せず、直ちに「いじめ防止対策委員会」に報告・相談し取り組む。また、いじめに係る情報を収集し、適切に記録する。

(2) いじめ防止対策委員会で情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒の生命の尊重を第一に考え、被害生徒を徹底して守り通すと共に、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。

(3) 特にネット上のいじめについては次のような取組を進める。

ア ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。

イ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

ウ 情報モラル教育を推進する。その際、ネット上でのいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えることになる行為であることを理解させる。

7 重大事態への対処

いじめの重大事態については、京都府並びに宇治市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」に基づいて対応するものとする。

(1) 重大事態が発生した場合は、直ちに宇治市教育委員会を通じて市長に報告し、調査・指導等についての方針を協議する。学校としては「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえながら、的確な情報収集を行い、事実関係を明確にする。

(2) 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査結果によって明らかになった事実関係について調査の経過報告を含め、説明を行う。これらの情報提供にあたっては、生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

(3) 指導の経過や調査結果を宇治市教育委員会を通じて市長に報告し、以後の指導について協議する。

(4) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

8 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の(1)(2)の要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期間が必要であると判断される場合には学校の設置者又はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(3) いじめ解消後の継続的な指導

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を組織的・計画的に進める。

9 その他

(1) 地域・家庭との連携の推進

ア 本校、育友会との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。

イ いじめの防止等に関する学校の基本方針等をホームページ等で積極的に発信する。

(2) 関係機関との連携の推進

ア 警察、児童相談所、宇治市子ども福祉課子ども家庭相談等の関係機関と適切な連携を図る。

(3) 東宇治中学校いじめ防止の取組及び基本方針は、定期的にPDCAサイクルによる見直しを行う。また、いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、取組状況や達成状況を評価する。